

## オンライン資格確認とマイナンバーカードの保険証利用について

### ・岸和田市国保におけるマイナンバーカードの保険証利用登録者数

登録者／被保険者数＝18,556人/37,409人※（49.60%）R5.7.12時点

※被保数はR5.7.31時点

12,035人/38,319人※（31.40%）R5.1.12時点

※被保数はR5.2.13時点

※参考 岸和田市でのマイナンバーカード保有枚数と人口に対する保有枚数率（R5.7.31時点）

68.6%（参考：R5.1末時点：58.9%）

### ・医療機関・薬局におけるオンライン資格確認の導入状況

岸和田市の状況（R5.9.24現在）

	運用開始済み施設数	割合 %	参考 （R5.2.5現在）	比較
病院（17）	17	100.0	68.8	+31.2
医科診療所（139）	111	79.9	25.2	+54.1
歯科診療所（96）	75	78.1	27.1	+51.0
薬局	92	不明	不明	

### ・マイナンバーカードの健康保険証利用について（国の動向）

#### ・令和4年10月

マイナンバーカードと健康保険証の一体化（マイナ保険証）を進め、令和6年（2024年）秋に保険証を原則廃止

※ 予想される様々な問題（①本人拒否、②高齢者（特に認知症・寝たきりの方）、③乳幼児等の対応等）については、今後の検討課題

・令和5年6月

マイナンバー法等一部改正法が成立。

主な内容

①令和6年秋に現行保険証の新規発行を停止

※法律公布日から1年半までに。最も遅い場合は法律公布日の令和5年6月9日から1年半後の令和6年12月8日。具体的な日程は今後政令で規定。

②マイナンバーカードを保有していない方などを対象に、申請に基づき保険者が資格確認書を交付（有効期間1年限度）

③令和6年秋の時点で発行済の保険証は、保険証が廃止された後も1年間は有効（先に有効期間が到来する場合は有効期間まで）

・令和5年8月

岸田首相がマイナ保険証に対する政府方針を表明

従来の方針との主な変更点

マイナンバーカードを保有していない方などを対象交付する資格確認書について、

①申請ではなく、職権にて保険者が交付する。

②有効期間については、1年間から5年以内に（保険者が設定）